



茨運総第187号  
茨運整第446号  
令和2年12月2日

一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会長 殿

関東運輸局茨城運輸支局長  
( 公 印 省 略 )

令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

「令和3年度年末年始の輸送等に関する安全総点検」につきまして、来る令和3年12月10日（金）から令和4年1月10日（月）までの期間、別添2の実施要領により、「軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況」及び「健康管理体制の状況」、「運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況」、「運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況」、「車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の脱輪事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）」を重点項目とした別紙の実施細目を定めて実施することとしております。

つきましては、貴協会におかれましてもこの趣旨を十分に御理解いただくとともに、貴協会傘下会員事業者に対してもその趣旨の周知を図り、輸送の安全の確保に万全を期するようお願いいたします。

なお、貴協会傘下会員事業者が総点検期間中に実施した事項につきましては、各事業者ごとの報告を、貴協会において取りまとめの上、当支局総務企画担当あて報告をお願いいたします。

## 令和3年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要領

関東運輸局

令和3年11月29日

「令和3年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱（国土交通省：令和3年10月26日）」（以下「要綱」という。）及び「令和3年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき、鉄軌道・自動車・海上の各輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始に、各事業者等による経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を通じ、安全の確保及び事故防止の徹底、安全意識の向上を図るとともに、テロ対策及び新型インフルエンザ対策や新型コロナウイルス感染症対策の万全を期するため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を次のとおり実施するものとする。

### 第1 実施期間

令和3年12月10日（金） ～ 令和4年1月10日（月）

### 第2 （共通）重点点検事項

（運輸）

- 1 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（危機管理）

- 3 テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

### 第3 輸送機関等別の点検事項

#### 1 鉄軌道交通関係（索道含む。）

《鉄軌道関係》

- ① 安全管理（乗務員に対する指導監督体制、施設・車両の保守管理体制）の実施状況
- ② 施設・車両の保守及び整備（実施基準等の遵守）の実施状況
- ③ 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- ④ プラットホームにおける人身障害事故防止対策の実施状況（ホームにおける安全確認及び必要に応じた声かけ、車内放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）
- ⑤ 「鉄道テロへの対応ガイドライン」を踏まえた、防犯カメラによる監視、駅構内・列車内及び沿線の重要施設（運転指令所・車両基地等）等の巡回等の実施状況、テロ発生時の緊急等の通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生等の緊急事態を想定した訓練の実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

《索道関係》

- ① 安全管理（係員に対する指導監督体制、索道施設の保守管理体制）の実施状況
- ② 索道施設の保守及び整備（整備細則等の遵守）の実施状況
- ③ 地震、津波、風水害、雪害等の対策設備並びに事故、災害等の発生時における旅客の避難誘導及び情報提供体制等の整備状況
- ④ 乗降場における人身障害事故防止対策の実施状況（乗降場における安全確認及び必要に応じた声かけ、放送等による旅客への注意喚起等の実施状況及び安全設備の状況）

- ⑤ テロ発生等に備えた取組みの実施状況
- ⑥ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

## 2 自動車交通関係

### 《自動車輸送関係》

- ① 軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- ② 健康管理体制の状況
- ③ 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況
- ④ 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況
- ⑤ 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況（特に大型自動車の車輪脱落事故防止対策及びスペアタイヤ等の定期点検実施状況）
- ⑥ 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況
- ⑦ 点呼の実施、運転者に対する指導監督等の実施状況
- ⑧ コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- ⑨ 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ⑩ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況など感染症対策の実施状況

### 《自動車道関係》

- ① 自動車道の保守点検の実施状況
- ② 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況など感染症対策の実施状況

### 《バスターミナル関係》

- ① バスターミナルの保守点検の実施状況
- ② 自然災害・事故等発生時の乗客等の安全・安心確保のための通報・連絡・指示体制等の整備・構築状況
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- ④ 新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大予防ガイドラインの遵守状況、新型インフルエンザ対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況など感染症対策の実施状況

### 《トラックターミナル関係》

- ① 緊急時の整理・誘導等の安全確保の徹底
- ② テロ防止のための警戒態勢の整備状況や利用者等の安心確保のための取組、テロ発生時における整理・誘導等の安全確保の状況及び通報・連絡・指示体制の整備状況、テロ発生を想定した訓練の実施状況
- ③ 保安設備及び緊急時に必要な諸施設の点検整備
- ④ 建設中及び工事中における安全確保と安全対策の状況
- ⑤ 過労運転、飲酒運転、居眠り運転の防止に関する措置状況
- ⑥ 火災、衝突その他の事故等が発生した場合の措置状況
- ⑦ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況

## 3 海上交通関係

- ① 法令及び安全管理規程（特に運航基準、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）の確実な遵守状況

- ② 安全に関する設備の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施。）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）
- ③ テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況（注：外航船の場合、テロには海賊行為を含む）
- ④ 新型インフルエンザ対策及び新型コロナウイルス感染症対策の実施状況
- ⑤ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- ⑥ 発航前検査及び航海の安全確保
- ⑦ 船内巡視、船内点検
- ⑧ 操練、訓練の実施等
- ⑨ 安全・衛生管理体制
- ⑩ 旅客が遵守すべき事項

#### 第4 実施事項

##### 【輸送機関等に対する実施細目】

- ・ 関東運輸局関係各部においては、本省関係局等が定めた「実施計画」及び当該「実施要領」に基づき輸送機関等ごとに地方の実情を勘案して実施細目を定め、総務部安全防災・危機管理課に提出することとする。
- ・ 実施細目の事項には、「1 実施期間、2 対象事業者、3 点検事項及び点検項目等、4 実施事項、5 点検実施報告書様式及び報告提出期限等」を記載することとする。  
また、実施計画に基づき各輸送機関等における点検実施状況の点検（以下「立入検査」という。）を行う場合の外、関係各部・運輸支局において立入検査を実施する場合には、実施方法等の必要な事項についても記載することとする。
- ・ 事業者団体に加入していない事業者に対しては、例えば、研修や講習会の場を活用して自主点検の実施依頼を行うなど、可能な限り多くの事業者に対して自主点検の呼びかけを行うよう努めるものとする。
- ・ 庁舎内外において垂幕等の掲出、ポスターの掲示、職員のリボンの着用等を実施することにより来庁者への総点検周知を図るよう努めるものとする。

##### 【自己点検実施細目】

- ・ 総務部安全防災危機管理課にて実施細目を作成し、関東運輸局「自らの安全に関する業務の体制」について、各所属毎に自己点検を実施することとする。

##### 【報告】

- ・ 関係各部署は、実施計画に基づき本省関係部局に対して「実施結果」を報告するとともに、総務部安全防災・危機管理課に対しても「実施結果」及び「総点検の実施を通じて得た安全確保のための意見等」の報告を行うものとする。
- ・ 総務部安全防災危機管理課は、総合政策局総務課交通安全対策室長及び大臣官房危機管理官に対し、要綱に基づく報告を行うものとする。